

第1章 ハラスメント防止委員会

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人文理学園ハラスメント防止規程（以下、「防止規程」という。）第7条第3項に基づき、学校法人文理学園ハラスメント防止委員会について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、防止規程において使用する用語の例による。

(職務)

第3条 防止委員会の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) ハラスメントの防止に必要な啓発及び研修に関すること。
- (2) 相談員、調停員及び調査委員会に関すること。
- (3) ハラスメントの相談及び申立てへの対応に関すること。
- (4) ハラスメントの調査実施の必要性について判断すること。
- (5) ハラスメントの認定及び不認定に関すること。
- (6) 学外機関との連携及び協力のための連絡及び調整に関すること。
- (7) その他、学校長等がハラスメント防止及び事案の解決のために必要と認めること。

(大学の構成)

第4条 大学の防止委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長、副学部長
- (3) 大学事務本部長
- (4) 委員長が指名する者若干名

2 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(付属学校の構成)

第5条 付属学校の防止委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副校長、校長補佐及び教頭
- (2) 主任
- (3) 専門学校又は高等学校から選出された教諭 1名
- (4) 付属学校事務長 1名
- (5) 委員長が指名する者若干名

2 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(大学の防止委員会委員長及び副委員長)

第6条 大学の防止委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副学長とし、副委員長は、第4条第1項第2号から第3号の者のうちから、学長が指名した者とする。

ただし、同条第1項第1号の者のうちから選出することができない場合は、同条第2号の者のうちから、学長が指名した者とする。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(付属学校の防止委員会委員長及び副委員長)

第7条 付属学校の防止委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第5条第1項第1号の者とする。

3 副委員長は、第5条第1項第2号から第4号の者のうちから、学園事務局長が指名した者とする。

4 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(防止委員会の運営)

第8条 防止委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 防止委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 防止委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意により決定し、可否同数のときは委員長がこれを決定する。

(防止委員会委員の職務停止)

第9条 防止委員会委員は、ハラスメントの事案の関係者である場合には、当該事案に限り職務に加わることはできない。

(委員以外の者の出席)

第10条 防止委員会委員長は、必要と認めたときには、委員以外の者を防止委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(合同委員会)

第11条 ハラスメントに起因する事項の関係者が学校等にまたがる場合又は学校長等が当該事項について学園又は学校等に重大な影響を与える可能性があると判断した場合は、合同の防止委員会（以下、「合同委員会」という。）を開催することができる。

2 合同委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 第6条第2項に規定された大学の防止委員会委員長及び副委員長 2名

(2) 第7条第2項に規定された附属学校等の防止委員会委員長 1名

(3) 第7条第3項に規定された附属学校等の防止委員会副委員長 1名

(4) 第4条第1項第4号に規定された者のうちから、大学の防止委員会委員長が指名した者 1名

3 合同委員会の委員長及び副委員長は、両防止委員会の委員長の互選によって選出する。

4 合同委員会は、第8条、第9条及び前条の規定を準用する。

第2章 ハラスメント相談員

(ハラスメント相談員)

第12条 防止委員会は、防止規程第7条第2項に基づき、ハラスメント相談員を置く。

(職務)

第13条 相談員の職務は、次に掲げるものとする。

(1) ハラスメントを受けたと訴えてきた者（以下、「相談者」という。）から事情を聴取し、解決のための手順及び手続等について助言を行うこと。

(2) 相談者からの申立てを防止委員会に取り次ぐこと。

(3) ハラスメントを行ったとされる者（以下、「相手方」という。）に対して意見通知を行い、併せて相手方の事情を聴取すること。

(4) ハラスメント及びハラスメントの防止に関する相談窓口となること。

(5) 相談の記録を作成すること。

(6) 相談の事案について防止委員会に報告すること。

(構成)

第14条 相談員は、次の者をもって構成する。

(1) 防止委員会委員（委員長を除く。）

(2) 学校長等が指名する者 若干名

2 前項第2号の相談員の任期は、2年とする。

3 相談員の構成は、男女の比率を考慮するものとする。

(委嘱)

第15条 相談員は、学校長等が委嘱する。

2 学校長等は、相談員を公表しなければならない。

(相談員の責務)

第16条 相談員は、相談者に抑圧的な又は被害の揉み消しになるような言動をしてはならない。

2 相談員は、相談者に解決策の誘導及び押し付けをしてはならない。

第3章 ハラスメント調停員

(ハラスメント調停員)

第17条 防止委員会は、防止規程第7条第2項に基づき、ハラスメント調停員を置く。

(職務)

第18条 調停員の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 相談者及び相手方にあらかじめ日時及び場所を定め、調停の開催を通知すること。
- (2) 相談者及び相手方の双方の意見を聞き、問題解決に向けて調整をすること。
- (3) 必要に応じて、相談者及び相手方の双方の意見を参考に調停案を作成すること。
- (4) 調停の終了を判断すること。
- (5) 調停の記録を作成すること。
- (6) 防止委員会に調停の事案について報告すること。

(構成)

第19条 調停員は、次の者をもって構成する。

- (1) 防止委員会委員長が指名する防止委員会委員 2名以内
- (2) 防止委員会委員長が指名する学園の専任教職員 2名以内

2 調停員の構成は、男女の比率を考慮するものとする。

(委嘱)

第20条 調停員は、防止委員会委員長が委嘱する。

(調停員の義務)

第21条 調停員は、調停の際に、相談者及び相手方の意見の交換が円滑に進むように努めなければならない。

- 2 調停員は、相談者に対する抑圧的な又は被害の揉み消しになるような言動をしてはならない。
- 3 調停員は、解決策の誘導及び押し付けをしてはならない。

(調停員の職務終了)

第22条 調停員は、調停が終了した後、調停結果を防止委員会に報告し、了承されることによって職務終了し、解任されるものとする。

第4章 ハラスメント調査委員会

(ハラスメント調査委員会)

第23条 防止委員会は、防止規程第7条第2項に基づき、ハラスメント調査委員会を設置する。

(職務)

第24条 調査委員会の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 相談者、相手方及び当該事案の関係者からの事情聴取等により事実を調査すること。
- (2) ハラスメントにあたるかどうかの意見を付した報告書を作成すること。
- (3) その他、ハラスメント事案の解明のために必要なこと。

(構成)

第25条 調査委員会の構成は、防止委員会委員長が指名する学園の専任教職員5名程度で構成する。

- 2 防止委員会の委員は、調査委員会の委員になることができない。
- 3 調査委員会の構成は、男女の比率を考慮するものとする。

(委嘱)

第26条 前条第1項に定める者は、防止委員会委員長が委嘱する。

(委員長)

第27条 調査委員会委員長は、防止委員会委員長が指名した者を充てる。

(委員会の運営)

第28条 調査委員会は、調査委員会委員長が招集し、議長となる。

- 2 調査委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第29条 調査委員会委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(調査委員会委員の義務)

第30条 調査委員会委員は、相談者に対する抑圧的な又は被害の揉み消しになるような言動をしてはならない。

2 調査委員会委員は、証言の誘導及び押し付けをしてはならない。

(調査の終了)

第31条 次の各号のいずれかに該当するときは、調査は終了するものとする。

(1) 調査委員会委員長が調査報告書を防止委員会に提出したとき。

(2) 相談者が調査の打ち切りを申出て、防止委員会が終了を認めたとき。

(調査委員会の解散)

第32条 調査委員会の調査報告書に基づき、防止委員会がいハラスメントの認定又は不認定を決定したとき、調査委員会 は解散し、委員は解任されるものとする。

第5章 雑則

(事務)

第33条 防止委員会及び調査委員会の事務は、次の各号の定めるところによる。

(1) 大学の防止委員会 大学事務本部大学総務・経理担当

(2) 附属学校等の防止委員会 附属学校事務室

(3) 合同委員会 法人本部総務部

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。